

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

かほく市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

石川県かほく市長

公表日

平成30年6月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>・児童扶養手当法に基づき、母子・父子家庭等の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障がい児については20歳未満)を監護している母・父、又は母・父に代わってその児童を養育している人に対する児童扶養手当の支給に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①資格管理②年金保険情報の確認③金融機関情報の確認④給付管理 <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 37項 平成26年内閣府・総務省令第5号第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】13,16,26,30,47,64,65,87,116項 【情報照会】57項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】12,19,35,36,44条 【情報照会】31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部子育て支援課
②所属長	子育て支援課長 中田 まき子
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 石川県かほく市宇野気ニ81番地 電話076-283-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部子育て支援課 石川県かほく市宇野気ニ81番地 電話076-283-7155

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

